

様式第13号の1（第29条関係）

請 書

- 1 工 事 名
- 2 工事場所 取手市
- 3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日（ 日間）
- 4 請負代金額 金 円也
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の税額 金 円也

上記の工事をお請けするにあたり、次の条項を確約し履行いたします。

第1条 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請負わせてはならない。

第2条 請負者は、現場代理人を定め、速やかに注文者に通知するものとする。

第3条 工事の施工及び工事現場内の取締りについては、請負者と市監督職員双方で協議の上、遺漏のない様に対処するものとする。

第4条 工事に使用する材料は、使用前に市監督職員の検査を受けなければならない。

2 検査の結果、不合格となった材料は、速やかに搬出引替えの上、更に検査を受けるものとする。

第5条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面より明視することができない作業は、特に市監督職員の立会の上、施工するものとする。

第6条 注文者は、必要がある場合には、工事内容を変更、工事の全部又は一部を一時中止又はこれを解除することができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、当事者双方協議して書面により定めるものとする。

第7条 天災地変その他正当な事由により、期限内に工事を完成することができないときは、注文者と協議の上、工期を延長することができる。

第8条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料その他工事施工に関して生じた損害は、請負者の負担とする。

第9条 天災その他不可抗力な理由によって、工事の既済部分又は工事材料に損害を生じたときは、直ちに注文者に通知するものとする。その損害が重大であり、かつ請負者が善良な管理の注意を行っていたと認められる場合は、その損害額を注文者が負担するものとする。

- 第10条 請負者は、工事が完成したとき、その旨を注文者に通知しなければならない。
- 2 注文者は、前項の通知を受けたときから14日以内に検査を行い、検査に合格したときは、その通知書の発行日をもって引渡しを完了したものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、検査職員の指定する期限内に修補して、再度注文者の検査を受けなければならない。
- 第11条 請負者は、前条第3項に規定する検査に合格したときは、所定の手続きに従い、請負代金の支払を請求し、注文者は、支払請求のあった日から40日以内に請負代金額を支払うものとする。
- 第12条 請負者は、工事目的物引渡し後一カ年間を瑕疵期間とし、その期間内に瑕疵が原因で損傷が生じたときには、補修するとともに、その瑕疵によって生じた滅失若しくは毀損に対して損害を賠償しなければならない。
- 第13条 請負者は、期限内に工事が完成しないときは、完成期限の翌日から遅滞日数に応じ請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する遅延利息の率により計算した額の違約金を納めなければならない。ただし、第10条第3項の規定により、期限を指定した場合は、指定期限の翌日から遅滞日数を計算する。
- 第14条 この契約によって生ずる権利及び義務は第三者に承継させてはならない。

上記確約の証として本書を提出します。

年 月 日

請負者 住所
氏名 印

取手市長 殿

備考

この様式により難しいときには、適宜補正して使用することができる。